

小規模企業共済契約者に対する『緊急経営安定貸付』の概要

1. 制度概要

社会的、経済的環境変化等により、一時的に業況の悪化をきたしている小規模企業共済契約者に対し、経営の安定化を図るための資金を融資する制度。

2. 実施機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構

3. 貸付条件

(1) 貸付要件(通常の場合)

- ①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。

(2) 資金使途 事業資金(運転資金、設備資金)

(3) 貸付限度額 1,000万円(自らが納付した掛金の範囲内)

(4) 貸付期間(元金据置期間)

- ・貸付額が500万円以下の場合 3年(6ヶ月)
 - ・貸付額が505万円以上の場合 5年(6ヶ月)
- ※元金均等割賦償還

(5) 貸付利率 0.9%

(6) その他 担保・保証人は不要

4. 今回新たに措置する内容

口蹄疫の影響を受けて、直近1ヶ月(通常は3ヶ月又は6ヶ月)の売上高が前年同月に比して減少していれば貸付の対象とする。